健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

- 1 令和3年第1回定例会提出予定追加議案の説明
 - (15) 議案第69号 川崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の 基準等に関する条例等の一部を改正する条例の制定 について
 - 資料1 議案第69号 川崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営 の基準等に関する条例等の一部を改正する条例 の制定について

資料2 新旧対照表

令和3年2月25日

健康福祉局

議案第69号 川崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の 基準等に関する条例等の一部を改正する条例の制定 について

1 条例改正の背景

- (1)指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正(令和 2年厚生労働省令第113号)
- (2) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を 改正する省令の一部改正(令和2年厚生労働省令第113号)
- (3)指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正(令和3年厚生労働省令第9号)

2 条例の主な改正内容

- (1)上記1(1)に伴い、指定居宅介護支援事業所の管理者として置くべき主 任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場 合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を管理者と することができる
- (2)上記1(2)に伴い、令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である指定居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする資格要件の適用を令和9年3月31日まで猶予する
- (3)上記1(3)に伴い、介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護に係る居宅介護サービス費が居宅介護サービス費等の総額の大部分を占める等の場合で、市長からの求めがあった場合には、当該居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市長に届け出ることを義務付ける

3 施行期日

令和3年4月1日から施行。ただし、上記2(2)については公布の日から、上記2(3)については令和3年10月1日から施行

○川崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例 平成25年12月24日条例第60号

【第1条関係】

川崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例 日次

- 第1章 総則(第1条~第4条)
- 第2章 人員に関する基準(第5条・第6条)
- 第3章 運営に関する基準(第7条〜第32条)
- 第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準(第33条)

第5章 雑則(第34条)

附則

第1章 総則

(基本方針)

- た日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければ ならない。
- 2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、置かれている環境等12 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、置かれている環境等 ビスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して 行われるものでなければならない。
- される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事 業者等に不当に偏することのないよう、公正かつ中立に行われなければな らない。

改正前

○川崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例 平成25年12月24日条例第60号

川崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例 目次

- 第1章 総則(第1条~第4条)
- 第2章 人員に関する基準(第5条・第6条)
- 第3章 運営に関する基準(第7条~第32条)
- |第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準(第33条)|

(新設)

附則

第1章 総則

(基本方針)

- |第4条 | 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、

 第4条 | 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、 その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立し」その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立し た日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければ ならない。
 - に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サー□に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サー ビスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して 行われるものでなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利 用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供 される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事 業者等に不当に偏することのないよう、公正かつ中立に行われなければな らない。

- 4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、関係する市町村4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、関係する市町村 (特別区を含む。以下同じ。)、法第115条の46第1項に規定する地域包 括支援センター、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2第 1項に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指 定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を 総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項 第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携の確保に努めなけ ればならない。
- 5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、 必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等 の措置を講じなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、 介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう 努めなければならない。

第2章 人員に関する基準

(管理者)

- 管理者を置かなければならない。
- 2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第3612 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36 号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員<mark>(以下この</mark> 号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でなければ 項において「主任介護支援専門員」という。)でなければならない。ただ」ならない。 し、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由が ある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を 前項に規定する管理者とすることができる。
- |3 第1項に規定する管理者は、 専らその職務に従事する者でなければなら|3 第1項に規定する管理者は、 専らその職務に従事する者でなければなら| ない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
 - (1) 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員 の職務に従事する場合

改正前

(特別区を含む。以下同じ。)、法第115条の46第1項に規定する地域包 括支援センター、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2第 1項に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指 定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を 総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項 第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携の確保に努めなけ ればならない。

(新設)

第2章 人員に関する基準

(管理者)

- 第 6 条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の|第 6 条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の| 管理者を置かなければならない。

 - ない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
 - (1) 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員 の職務に従事する場合

(2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合(その 管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。) 第3章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

- し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第21条に規定する運営 規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる 重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当 該利用申込者の同意を得なければならない。
- らかじめ、利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第4条に 規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用 者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができ ること、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅 サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域 密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。) がそれそ れ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指 定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付け られた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又 は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合 等につき説明を行い、理解を得なければならない。
- らかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診 療所に入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員 の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければなら ない。
- た場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めると た場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めると

改正前

(2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合(その 管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。) 第3章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

- 第7条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際 |第7条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際 し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第21条に規定する運営 規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる 重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当 該利用申込者の同意を得なければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あ2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あ らかじめ、利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第4条に 規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用 者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができ ること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あ 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あ らかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診 療所に入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員 の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければなら ない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があっ4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があっ

ころにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記す べき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技 術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的 方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該 指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
 - ア 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含 す。以下同じ。)と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機 とを接続する電気通信回線を通じて第1項に規定する重要事項を送 信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録す る方法
 - イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたフ ァイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通 じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその 家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項 を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けな い旨の申出をする場合にあっては、指定居宅介護支援事業者の使用に 係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)
- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法によ り一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製する ファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法
- 前項各号に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルに記録さ5 れた事項を出力することにより文書を作成することができるものでなけ ればならない。
- |6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の|6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の| 使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算 機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

ころにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記す べき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技 術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的 方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該 指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
 - ア 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含 す。以下同じ。) と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機 とを接続する電気通信回線を通じて第1項に規定する重要事項を送 信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録す る方法
 - イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたフ ァイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通 じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその 家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項 を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けな い旨の申出をする場合にあっては、指定居宅介護支援事業者の使用に 係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)
- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法によ り一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製する ファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 前項各号に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルに記録さ れた事項を出力することにより文書を作成することができるものでなけ ればならない。
- 使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算 機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 指定居宅介護支援事業者は、電磁的方法により第1項に規定する重要事 7 指定居宅介護支援事業者は、電磁的方法により第1項に規定する重要事

項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族 に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又 は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- (1) 第4項各号に掲げる方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用す ろもの
- (2) ファイルへの記録の方式
- 8 前項の規定による承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込8 前項の規定による承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込 者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を 受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、 第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。 ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした 場合は、この限りでない。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

- 第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に 規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。
 - (1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービ ス計画の作成に関する業務を担当させなければならない。
 - (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨と し、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解 しやすいように説明を行うものとする。
 - (3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者 の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身、家族の 状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われ るようにしなければならない。
 - (4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者 の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保 健医療サービス及び福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動 によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画に位置付けるよう

改正前

項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族 に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又 は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- (1) 第4項各号に掲げる方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用す ろもの
- (2) ファイルへの記録の方式
- 者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を 受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、 第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。 ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした 場合は、この限りでない。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

- 規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。
- (1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービ ス計画の作成に関する業務を担当させなければならない。
- (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨と し、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解 しやすいように説明を行うものとする。
- (3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者 の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身、家族の 状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われ るようにしなければならない。
- (4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者 の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保 健医療サービス及び福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動 によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画に位置付けるよう

改正前

努めなければならない。

(5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、 利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅 サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利 用者又はその家族に対して提供するものとする。

改正後

- (6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な 方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている 指定居宅サービス等の置かれている環境等の評価を通じて利用者が現 に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことが できるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- (7) 介護支援専門員は、前号の規定による解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族と面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。
- (9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議(テレ

努めなければならない。

- (5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、 利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅 サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利 用者又はその家族に対して提供するものとする。
- (6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な 方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている 指定居宅サービス等の置かれている環境等の評価を通じて利用者が現 に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことが できるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- (7) 介護支援専門員は、前号の規定による解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族と面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。
- (9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を召集して行う会議をいう。

ビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師(以下この条において「主治の医師等」という。)の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができる。

- (10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅 サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、 当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対 して説明し、文書により当該利用者の同意を得なければならない。
- (11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。
- (12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画(川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年川崎市条例第81号)第25条第1項に規定する訪問介護計画をいう。)その他の同条例において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。
- (13) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。)を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- (13)の2 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係

以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師(以下この条において「主治の医師等」という。)の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができる。

- (10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得なければならない。
- (11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。
- (12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画(川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年川崎市条例第81号)第25条第1項に規定する訪問介護計画をいう。)その他の同条例において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。
- (13) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。)を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- (13)の2 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係

る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、当該利用者の服薬状況、口腔(くう)機能その他の当該利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、当該利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

- (14) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
 - ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者と面接すること。
 - イ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。
- (15) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができる。
 - ア 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合
- イ 要介護認定を受けている利用者が法第29条第1項に規定する要介 護状態区分の変更の認定を受けた場合
- (16) 第3号から第12号までの規定は、第13号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。
- (17) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス又は福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。
- (18) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院し、又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移

る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、当該利用者の服薬状況、口腔(くう)機能その他の当該利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、当該利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

- (14) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
 - ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者と面接する こと。
 - イ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。
- (15) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会 議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者か ら、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得な い理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求め ることができる。
- ア 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合
- イ 要介護認定を受けている利用者が法第29条第1項に規定する要介 護状態区分の変更の認定を受けた場合
- (16) 第3号から第12号までの規定は、第13号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。
- (17) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス又は福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。
- (18) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院し、又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移

行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うも のとする。

- (18)の2 介護支援専門員は、居宅サービス計画に指定居宅介護支援等の 事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。以下「基 進省令」という。)第13条第18号の2に規定する厚生労働大臣が定める 回数以上の訪問介護(同号に規定する厚生労働大臣が定めるものに限 る。以下この号において同じ。)を位置付ける場合にあっては、その利 用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を 記載するとともに、当該居宅サービス計画を市長に届け出なければなら ない。
- (18)の3 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所にお (新設) いて作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス 等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介 護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費(以下この号において 「サービス費」という。)の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護 サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居 宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が基準省令第13条 第18号の3に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であ って、かつ、市長からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援 事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス 計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス 計画を市長に届け出なければならない。
- (19) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等 の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、当該 利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならない。
- (19)の2 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を 作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなけれ ばならない。

改正前

行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うも のとする。

(18)の2 介護支援専門員は、居宅サービス計画に指定居宅介護支援等の 事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)第13条第 18号の2に規定する厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護(同号に 規定する厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。) を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サ ービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サー ビス計画を市長に届け出なければならない。

- (19) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等 の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、当該 利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならない。
- (19)の2 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を 作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなけれ ばならない。

(20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意事項を尊重してこれを行うものとする。

改正後

- (21) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期 入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立 した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等 を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短 期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半 数を超えないようにしなければならない。
- (22) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。
- (23) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。
- (24) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨(同項の規定による指定に係る居宅サービス又は地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。)を説明し、理解を得た上で、その内容に沿った居宅サービス計画を作成しなけ

- (20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意事項を尊重してこれを行うものとする。
- (21) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期 入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立 した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等 を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短 期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半 数を超えないようにしなければならない。
- (22) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。
- (23) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。
- (24) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨(同項の規定による指定に係る居宅サービス又は地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。)を説明し、理解を得た上で、その内容に沿った居宅サービス計画を作成しなけ

ればならない。

- (25) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を 受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情 報を提供する等の連携を図るものとする。
- (26) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、 指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受ける に当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が 行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければ ならない。
- (27) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、 会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の 開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努 めなければならない。

(運営規程)

- 第21条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に<mark>第21条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に</mark> 掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」と いう。)を定めておかなければならない。
 - (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 営業日及び営業時間
 - (4) 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
 - (5) 通常の事業の実施地域
 - (6) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (7) 個人情報の管理の方法
 - (8) 苦情への対応方法
 - (9) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法
 - (10) その他事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

改正前

ればならない。

- (25) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を 受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情 報を提供する等の連携を図るものとする。
- (26) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、 指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受ける に当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が 行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければ ならない。
- (27) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、 会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の 開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努 めなければならない。

(運営規程)

- 掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」と いう。)を定めておかなければならない。
 - (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 営業日及び営業時間
 - (4) 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
 - (5) 通常の事業の実施地域

(新設)

- (6) 個人情報の管理の方法
- (7) 苦情への対応方法
- (8) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法
- (9) その他事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

改正後	改正前
第22条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援	-
を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに、従業者の勤務の体制	を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに、従業者の勤務の体制
を定めておかなければならない。	を定めておかなければならない。
2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定	2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定
居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当	居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当
させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務については、	させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務については、
この限りでない。	この限りでない。
3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、その資質の向上の	3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、その資質の向上の
ための研修の機会を確保しなければならない。	ための研修の機会を確保しなければならない。
4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する	(新設)_
観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とし	
た言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援	
専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必	
要な措置を講じなければならない。	
(業務継続計画の策定等)	(新設)
第22条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症又は非常災害の発生時にお	(新設)
いて、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため及	
び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」	
という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければ	
<u>ならない。</u>	
2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画につ	(新設)
いて周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければな	
<u>6ない。</u>	
3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必	(新設)
要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。	
(従業者の健康管理)	(従業者の健康管理)
第24条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康	第24条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康

14

状態について、必要な管理を行わなければならない。

状態について、必要な管理を行わなければならない。

改正後	改正前
(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)	(新設)
第24条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所にお	(新設)
いて感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じな	
<u>ければならない。</u>	
(1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の	(新設)
防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う	
ことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するととも	
に、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。	
(2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の	(新設)
防止のための指針を整備すること。	
(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、	<u>(新設)</u>
感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実	
<u>施すること。</u>	
(掲示)	(掲示)
第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場	
所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者	
のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければなら	のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければなら
ない。	ない。
2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該	(新設)
指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由	
<u>に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</u>	
(虐待の防止)	(新設)
第30条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止す	(新設)
<u>るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u>	
(1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を	(新設)
検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものと	
する。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専	
門員に周知徹底を図ること。	

改正後 (2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を (新設) 整備すること。 (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、 虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準

(準用)

第33条 第4条及び前2章(第29条第6項及び第7項を除く。)の規定は、第33条 第4条及び前2章(第29条第6項及び第7項を除く。)の規定は、 条第1項中「指定居宅介護支援(法第46条第4項の規定に基づき居宅介護 サービス計画費(同条第1項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。 以下同じ。) が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るもの を除く。)」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービ ス計画費の額」とあるのは「法第47条第3項に規定する特例居宅介護サー ビス計画費の額」と読み替えるものとする。

第5章 雑則

(電磁的記録等)

第34条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者 は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定におい て書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、 図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その 他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されて いる、又は想定されるもの(第10条(前条において準用する場合を含む。 及び第16条第24号(前条において準用する場合を含む。)並びに次項に規 定するものを除く。) については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的 記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することが できない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に 供されるものをいう。)により行うことができる。

(新設)

(新設)

第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準 (進用)

- 基準該当居宅介護支援の事業について進用する。この場合において、第13| 基準該当居宅介護支援の事業について進用する。この場合において、第13| 条第1項中「指定居宅介護支援 (法第46条第4項の規定に基づき居宅介護 サービス計画費(同条第1項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。 以下同じ。) が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るもの を除く。)」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービ ス計画費の額」とあるのは「法第47条第3項に規定する特例居宅介護サー ビス計画費の額」と読み替えるものとする。

改正前

(新設)

(新設)

(新設)

改正前

2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交 付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。) のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている、又は 想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代 えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識 することができない方法をいう。) によることができる。

【第2条関係】

附 則(平成30年3月20日条例第39号) (施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第16条第18号の1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第16条第18号の 次に1号を加える改正規定は、同年10月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 令和9年3月31日までの間は、改正後の条例第6条第2項の規定にかか2 平成33年3月31日までの間は、改正後の条例第6条第2項の規定にかか わらず、介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号) 第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。)を川 崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例第 6条第1項に規定する管理者とすることができる。
- 3 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中 「改正後」とあるのは「令和3年3月31日までに介護保険法(平成9年 法律第123号)第46条第1項の指定を受けている事業所(同日におい て当該事業所における川崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営 の基準等に関する条例第6条第1項に規定する管理者(以下この項におい て「管理者」という。)が、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36 号) 第140条の66第1号イ(3) に規定する主任介護支援専門員でないも のに限る。)については、改正後」と、「介護支援専門員(介護保険法施 行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する 主任介護支援専門員を除く。)を川崎市指定居宅介護支援等の事業の人員 及び運営の基準等に関する条例第6条第1項に規定する」とあるのは「引

(新設)

附 則(平成30年3月20日条例第39号)

(施行期日)

次に1号を加える改正規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

わらず、介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号) 第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。)を川 崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例第 6条第1項に規定する管理者とすることができる。

(新設)

改正後	改正前
き続き、同日における管理者である介護支援専門員を」とする。	
附 則(令和3年3月 日条例第 号)	(新設)
(施行期日)	(新設)
1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定	(新設)
は公布の日から、第1条中第16条第18号の2の次に1号を加える改正規	
定は同年10月1日から施行する。	
	(新設)
2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日	(新設)
までの間、第1条の規定による改正後の条例(以下「新条例」という。)	
第4条第5項及び第30条の2 (新条例第33条において準用する場合を含	
<u>む。)の規定の適用についてはこれらの規定中「講じなければ」とあるの</u>	
は「講じるように努めなければ」とし、新条例第21条(新条例第33条にお	
いて準用する場合を含む。)の規定の適用については新条例第21条中「、	
次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程	
を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重	
要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。	
3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第22条の2 (新条例第33	(新設)
条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第22	
条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」	
と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなけ	
れば」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努める	
<u>ものとする」とする。</u>	
4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第24条の2 (新条例第33	(新設)
条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第24	
条の2中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。	